（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示で定める方式は、薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、半導体製造用継目なし容器用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを附属品の見やすい箇所に貼付することをもって、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印したものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもって、これに代えることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第二条　国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査） **第四十二条**　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。 一　容器は、石はね等の外的要因による傷、腐食等が発生するおそれのある部分の埃等を除去し、かつ、塗膜に割れ、剥離、膨れ等がある場合は、当該箇所の塗膜を除去したものとし、次に定めるところにより外観検査を行い、これに合格すること。 イ・ロ　［略］ ハ　繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。 (イ)　繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと、又は繊維強化プラスチック部分に刻印等において示された許容傷深さの値以下の切り傷等がある場合において繊維が露出していないこと。ただし、繊維強化プラスチック部分に刻印等において示された許容傷深さの値以下の切り傷等があり、かつ、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。 (ロ)　［略］ 二～四　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（繊維強化プラスチック複合容器の外観検査） **第四十二条**　容器の外観検査は、次の各号に従って行うものとする。この場合、検査は、容器を自動車に装置したままの状態で行うことができるものとする。 一　容器は、石はね等の外的要因による傷、腐食等が発生するおそれのある部分の埃等を除去し、かつ、塗膜に割れ、剥離、膨れ等がある場合は、当該箇所の塗膜を除去したものとし、次に定めるところにより外観検査を行い、これに合格すること。 イ・ロ　［略］ ハ　繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。 (イ)　繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと。ただし、切り傷等の深さが〇・二五ミリメートル以下又は刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。 (ロ)　［略］ 二～四　［略］

附　則

この告示は、平成三十年四月三十日から施行する。

○経済産業省告示第四十九号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十三条第二項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十条第二項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十二条第二項及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十七条第二項の規定に基づき、保安検査の方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成